コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE
Fujikura Rubber Ltd.

最終更新日：2016年9月30日
藤倉ゴム工業株式会社
森田　健司
問合せ先：03-3527-8111
証券コード：5121
http://www.fujikurarubber.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

多様な価値観を有するステークホルダーとの適切、かつ継続的な協力関係のもとで、中長期にわたって企業を存続させ、価値を持続的に向上させてゆく上でのコーポレート・ガバナンスの重要性については、当社においても認識しており、当社及びグループ会社からなる当社グループは、経営理念、事業理念、定款、CSR・コンプライアンスについての行動規範である「FUJIKURA　COMPOSITES行動規範」を柱として、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、公正で健全な経営、適正・迅速な意思決定と事業の運営、ステークホルダーとの良好な関係、法令順守を進めてまいりました。引続き、当社グループの規模と性質に適した迅速な意思決定、取締役会から権限を移譲された業務執行者によるきめ細かな業務執行、事業の別や取締役・監査役といった職務の枠にとらわれない幅広い観点からの業務状況の把握と監督、一層の経営資源の有効活用といった形で経営の効率性、透明性を高めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

1．補充原則1－2－4
「上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。」

当社では、機関投資家や外国人株主の比率、プラットフォーム掲載や外国語化に伴う議決権行使率の向上と株主総会費用の増加等を勘案しながら、導入を検討しております。

2．原則1－4
「上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。
上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。」

当社は、株式保有が中長期にわたる当社の企業価値向上に役立ち、株式保有に著しいリスクがない場合に限り、他社の株式を保有することとしております。
また、議決権行使においては、保有の目的を第一に、所管部署の判断によって行使することを原則としております。

3．原則3－1
「上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
（2）本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
（5）取締役会が上記（4）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明」

当社は、中長期における企業価値の向上のための対話に必要な事項を開示するという観点から、当社のコーポレートガバナンスに対する考え、経営計画や進行状況、取締役・監査役の候補指名の考え方と具体的な選任理由の説明、報酬決定、その他の決定事項を、株主総会資料、決算短信、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書、自社webサイトなどで株主の皆様へお知らせしております。
本コード（1）については、自社webサイトにおいて開示しております。
本コード（2）（3）（4）につきましては、株主総会招集通知及びコーポレートガバナンス報告書において開示しております。
本コード（5）につきましては、次回2017年6月開催予定の定時株主総会招集通知より記載します。

4．補充原則3－1－2
「上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。」

当社においては、海外投資家の比率、株主構成、海外での資金調達の必要性などを勘案しながら、導入を検討しております。

5．原則4－8
「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。
また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。」

現在、当社では、独立社外取締役1名となっておりますが、当社の独立性基準は満たさないものの人格、識見、経験に優れ、当社のコーポレート・ガバナンスの向上を進め得る人材を社外取締役として、別に1名選任しており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、経営の透明性確保に問題はないと考えております。
また、当社では、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案した結果、現在の社外役員の体制（社外取締役2名、社外監査役2名）で十分有効なコーポレート・ガバナンスを実現できると考えており、3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要とは考えておりません。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

1．原則1－4
上記「コーポレートガバナンス・コード　2．」参照。

2．原則1－7
「上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。」

関連当事者間等の取引については、期末日現在に書面にて各役員に確認しております。4月の取締役会では、当該取引があった場合には報告を、また、取引が発生することがあらかじめわかっている場合は取締役会で承認を得るようにしています。

3．原則3－1

上記「コーポレートガバナンス・コードを実施しない理由　3.」参照。

4. 補充原則3－1－2
上記「コーポレートガバナンス・コードを実施しない理由　4.」参照。

5. 補充原則4－1－1
「取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。」

当社においては、取締役会規程において取締役会の専決的決議事項を明確に規定することで、経営陣に対する委任の範囲を定めており、決議事項の概要は会社法において取締役会専決とされている事項を中心に以下の事項となります。
a.代表取締役、役付取締役の選・解任
b.重要な財産の譲渡・受、1億円超の設備投資
c.1億円を超える資金借入、投資
d.取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制ほか、会社法または金融商品取引法に係る内部統制に関する事項
e.取締役と会社・取締役間の取引承認
f.その他会社法に定める事項

6. 原則4－8
上記「コーポレートガバナンス・コードを実施しない理由　5.」参照。

7. 原則4－9
「取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。」

当社における独立性の基準は、社外取締役として、法的適格性を持ち、企業経営に関する広い見識と十分な経験に基づいて客観的な提言や意思決定を行えることに加えて、過去3年間にわたり、以下の独立性の条件を満たしていることとなっております。
・議決権10%以上（含間接保有）を現在保有している大株主の関係者・関係企業でないこと。
・当社連結売上高の2%以上の重要な取引関係が当社及び当社子会社との間にある企業の業務者でないこと
・主要借入先の関係者でないこと。
・当社または当社の子会社から取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の関係者でないこと。
・役員報酬以外に当社から年額10百万円以上の報酬を得ている公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントまたは監査法人、税理士法人、法律事務所等の関係者でないこと。
・ここまで申し上げた基準を満たしていない会社の子会社、関連会社、親会社、大株主の関係者でないこと。

8. 補充原則4－11－1
「取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。」

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を特に個別に明文で定めておりませんが、定款・取締役会規程における規模や取締役会運用の規定、独立役員への取締役候補者の選定に関する諮問の実施などによって、取締役会の全体としてのバランス、多様性を保っております。
取締役の選任の方針、手続については、各候補者の能力、職歴、専門分野、などについて独立社外役員への諮問などを含めて慎重に検討した上で、企業価値の保全及び拡大の観点から最も適していると思われる人材を、代表取締役が取締役会に推薦し、取締役会が、検討の結果、取締役候補者を選定して、株主総会へ付議しており、2015年11月12日に東京証券取引所において開示した当社「FUJIKURA COMPOSITES　コーポレート・ガバナンス方針　第4章 コーポレート・ガバナンスに関する体制　18. 取締役会の役割　（4）公正かつ透明で実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築と業務執行の監督」にも記載しております。

9. 補充原則4－11－2
「社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。」

当社の取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況は、毎年の「定時株主総会招集ご通知」、「有価証券報告書」に記載して、当社webサイトなどで開示しております。
また、当社においては画一的な数的制約を設けておりませんが、兼任にあたり役割、責務、その職務遂行に係る時間・労力、兼任先と当社の利害関係などを踏まえて、兼任を判断いたします。

10. 補充原則4－11－3
「取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。」

当社では、コーポレート・ガバナンス・コードに基づいて、取締役に対して自己評価及び改善事項に関するアンケートを実施し、独立社外取締役及び独立社外監査役の意見を踏まえて、取締役会の実効性について分析・検討し、その結果を取締役会議長より取締役会に報告しております。
なお、2015年度における取締役会の有効性に対する評価の概要については、以下のとおりとなっております。
（1）評価
当社の取締役会は、多くの点で取締役会の役割・責務を有効に果たしているが、不十分な点も少なからず見受けられる。
（2）改善が必要な点
a. 中長期戦略、新製品戦略、資本政策、配当政策、グループ会社戦略など会社の重要な戦略・方針について、取締役会における討議をさらに積極的に進められるように、見える化の推進、検討方法・議事のタイミング・専門部署の参画方法の改善を行うこと。
b. 経営指標、分析・判断のための基準・指標を検討し、明確にすること。
c. よりモチベーションの向上をもたらすことができる役員報酬・評価システムへ改善すること。
d. 役員数や役員候補者の妥当性・透明性について向上を図ること。
e. 社長等経営トップ後継者（幹部候補を含む。）育成プログラムやトレーニングプログラムを策定し、継続的に実施すること。
f. 株主、マスコミへの開示、対話の進め方についての基本的な考え方を明確にし、実施すること。
g. 独立役員、社外役員がコーポレート・ガバナンスで果たすべき具体的な役割の明確化、諮問方法や情報提供の改善を図ること。
h. 取締役会評価の方法について、アンケートの対象範囲や内容、独立・社外役員の関与などについて改善すること、等。

11. 補充原則4－14－2
「上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。」

当社では、取締役・監査役・執行役員が就任する際は、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識に加え、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を理解する必要があると考え、（1）会社法・金融商品取引法における取締役（取締役会）等の義務・責任、（2）取締役等として必要なコンプライアンス知識の習得、（3）当社におけるコーポレート・ガバナンスなどについて研修を行っております。

## 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| | | |

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社フジクラ | 4,776,300 | 20.37 |
| 富国生命保険相互会社 | 950,000 | 4.05 |
| 藤倉化成株式会社 | 569,840 | 2.43 |
| 藤倉航装株式会社 | 515,210 | 2.20 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 437,500 | 1.86 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 418,000 | 1.78 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 400,808 | 1.71 |
| 株式会社りそな銀行 | 369,000 | 1.57 |
| 株式会社三井住友銀行 | 350,000 | 1.49 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 213,100 | 0.91 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | 株式会社フジクラ |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明 更新

当社は株式会社フジクラの持分法適用関連会社であります。同社は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、当連結会計年度末現在で4,776,300株（議決権所有比率の20.4%）を所有しております。同社と当社の間では当社産業用資材製品の一般的商取引関係があり、当社グループの連結売上高に占める割合は1.74%となっております。
なお、当社の事業は支配会社等からの制約はなく、独自に事業活動を行っており一定の独立性が確保されていると考えております。

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | ゴム製品 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主等との取引条件等におきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定しており、現時点において、当社は少数株主の保護に対する方策を適切に履行しております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 11 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 9 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 1 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 村田 一 | その他 | | | | | | | | | | | |
| 宮城　秋男 | 他の会社の出身者 | | | | | | | △ | △ | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 村田 一 | ○ | 村田経営サポートオフィス<br>有価証券上場規程に規定する独立役員 | 同氏は、コンサルティング業務において多くの企業の経営に携わっており、経営に関する幅広い見識を有しております。<br>さらに、当社の定める社外性基準、独立性基準を満たしているところから、当社の独立役員として指名しております。 |
| 宮城　秋男 | | 株式会社フジクラ特別顧問<br><br>同氏は、当社の主要株主である株式会社フジクラの業務執行に携わっておりましたが、現在は同社の業務執行に携わっておりません。 | 同氏は、当社の社外取締役としての基準を満たしているとともに、当社の事業に対する理解があり、また、経営者であった経験と実績から、経営に関する相当程度の知見を有しており、当社の社外取締役として適任と考えております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的な会合を持ち意見交換を行うほか、必要に応じてグループ会社を含む当該責任者等に直接ヒアリングを行う等、監査の強化を図っております。また、必要に応じて、会計監査人である新日本有限責任監査法人、内部監査部門、その他外部の専門家と連携して情報の収集と監査内容の充実に努めます。
また、当社は内部監査部門として内部監査室を設置しており、内部統制監査及びコンプライアンス内部監査を行っております。
監査役と内部監査室は互いの監査状況について適宜情報を交換しているほか、内部監査室が子会社を含む当社グループ全部門に対して定期的に実施している内部監査に関する報告書は、取締役社長及び監査役に対して
提出しております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 長谷川 嘉昭 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | △ | | |
| 細井 和昭 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 長谷川 嘉昭 | | 藤倉化成株式会社取締役相談役<br><br>同氏は当社と社外役員の相互就任の関係にある藤倉化成株式会社の業務執行に携わっておりましたが、現在は同社の業務執行に携わっておりません。 | 当社の事業に対する理解が深く、また、経営者としての経験と実績から当社の社外監査役として適切と考えおります。<br>なお、同氏は当社の定める社外性規準を満たしております。 |
| 細井 和昭 | ○ | 東プレ株式会社社外監査役<br>新日本電工株式会社社外取締役<br>有価証券上場規程に規定する独立役員 | 公認会計士として中立の立場にあることに加え、専門的な知識と経験等から見て適切と考えております。<br>また、同氏は、当社の会計監査人であった中央青山監査法人の業務執行指定社員として、平成18年3月期まで関与しておりましたが、その後、同法人を退職し、平成19年6月に当社の社外監査役に就任しており、当社の定める社外性基準、独立性基準を満たしているところから、当社の独立役員として指名しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 更新 | 2 名 |

その他独立役員に関する事項

当社の社外性基準および独立性基準は、次のように定められております。

【社外性基準】

(1) 企業経営、または会計監査など専門的分野において、広い見識と十分な経験を有していること
(2) 当社の業務を理解し、当社の意思決定や業務執行に関する客観的かつ経験に根差したご意見をいただけること
(3) 親会社等の取締役、執行役等会社法における社外役員欠格者でないこと

【独立性基準】

東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める以下の基準に該当する場合を独立役員の適格者としております。

(1) 当社の社外役員としての要件を満たしている。
(2) 議決権10%以上(含間接保有)を保有している大株主(当該会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員を含む)でない
(3) 重要な取引関係(当社連結売上高の2%以上の取引が当社及び当社子会社との間にある場合をいう)のある企業の業務執行取締役、執行役、執行役員でない。
(4) 主要借入先の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員でない。
(5) 当社または当社の子会社から取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員でない。
(6) 役員報酬以外に当社から多額(年額10百万円以上)の報酬を得ている公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントまたは監査法人、税理士法人、法律事務所等(社員、パートナー、従業員等を含む)でない。
(7) (2)～(6)の基準を満たしていない会社の子会社、関連会社、親会社、大株主、それらの取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員やその近親者(配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族)でない。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入 |

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役のインセンティブの向上を目的として、平成19年6月28日の第128回定時株主総会終結の時をもって役員の賞与及び退任慰労金を廃止して年度報酬に一本化しております。
また、業務執行取締役に対して、経常利益に応じて、株主総会で決議された報酬額の範囲内で報酬の一部を増減させる利益連動型報酬制度を採用するとともに、中長期的に報酬と株価を連動させて株式価値の向上について投資家と一体感を保つことを目的として、報酬の一部を株式取得目的報酬として位置付け、「役員ないとう」による株式取得に充当しております。

| ストックオプションの付与対象者 | |
|---|---|

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|---|---|

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年度において当社が支払った総額は、有価証券報告書【提出会社の状況　株式等の状況　6. コーポレート・ガバナンスの状況等　（1）コーポレート・ガバナンスの状況　役員報酬等】に記載のとおりです。

| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|---|---|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役のインセンティブの向上を目的として、役員の賞与及び退任慰労金を廃止して年度報酬に一本化し、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、役員報酬内規に則して、報酬を算定しております。
業務執行取締役に対しては、職位に応じた固定報酬と、経常利益に応じて報酬の一部を増減させる利益連動型報酬を支給することとし、同時に、株式価値の向上について投資家と一体感を保ち、報酬と株価を連動させることを目的として、利益連動報酬の一定割合を株式取得目的報酬として「役員ないとう」による株式取得に充当しております。
なお、非業務執行取締役と監査役については、職務の公正性に配慮して、固定報酬としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び監査役は、管理本部の所属員に社外取締役及び監査役の事務を補助させることができ、また、その職務に必要な場合、業務執行取締役から独立して社外取締役及び監査役の指揮下で監査業務の補助を行うための補助者を要請できることとしております。
職務遂行に要する費用等は、当社が負担しております。
また、秘匿性の高い内部通報制度により、職務遂行を支援いたします。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1） 業務執行

事業の執行にあたっては、取締役会で決定した基本方針に基づき、各責任者が詳細な業務計画を策定して執行いたします。執行にあたって生じる設備投資・要員の異動については、取締役会が決定した方針に基づき、業務執行取締役と主要部門責任者が構成する経営会議において、業務計画を全社的な観点から詳細かつ充分に検討した上で決定しております。
具体的な業務の執行状況については、経営幹部会（月次）、事業ヒアリング（四半期）において報告するとともに、重要な案件については取締役会と経営会議に報告され、必要な修正を加えております。なお、取締役会には全監査役が、経営会議には常勤監査役がそれぞれ出席し、必要な場合は意見を述べております。

（2） 指名

取締役社長が、能力、経歴、専門分野での見識、コンプライアンス意識等を考慮して、企業価値の保全及び拡大の観点から取締役または監査役に最も適していると思われる人材を候補者として推薦し、独立役員への諮問を行った後、取締役会が審議の上、株主総会への付議（監査役候補者の場合は監査役会の同意を要します。）、代表権の付与、役付取締役の任命について決定しております。
社外役員・独立役員については、法令、東京証券取引所、当社において定める社外性基準・独立性基準を満たす場合に指名できることとします。

（3） 報酬決定

当社の業務執行取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬からなり、株主総会で決議された役員報酬の限度額の範囲内で、役員報酬内規に則し、当該取締役の職位と業績に基づいて、取締役社長が原案を作成し、独立役員へ諮問の上、取締役会で審議決定することとしております。
非業務執行取締役及び監査役につきましては、公正な立場で職務を遂行する必要がある点を考慮して、固定報酬のみとしております。

（4） 監査・監督

会社運営に関する機能の有効性・適正性については社外取締役及び監査役によって監視されており、また、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、直接、各責任者へのヒアリング等を通じて情報を入手し、監査精度の向上に努めております。なお、同監査法人に対する報酬及び監査に携わる同監査法人所属の公認会計士の氏名、継続監査年数、関与する公認会計士及び補助者の人数等の情報は、有価証券報告書で開示しております。

（5） 責任限定契約について

当社は、平成27年6月26日の第137回定時株主総会において定款を変更し、法令の規定する金額を限度として取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役との間に会社法における賠償責任を限定する契約の締結について規定いたしましたが、現在のところ、いずれの取締役・監査役とも責任限定契約を締結しておりません。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の企業価値の向上におけるコーポレート・ガバナンスの重要性と当社の規模や事業の性質に鑑み、効率性、透明性、公正性を確保するために実効性のある体制として、監査役会設置会社の形態をとりつつ、一定の独立性を有し、かつ当社の事業環境、経営、企業会計について、十分な見識を有する社外取締役や社外監査役をそれぞれ取締役会と監査役会のメンバーに加えて、意思決定や業務執行の透明性に配慮したコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 定時株主総会議案の検討に時間的猶予を確保するために、本年は法定期日より9日早く発送いたしました。 |
| その他 | （1） 当社では、株主総会の活性化と出席株主の議決権行使の円滑化を図り、今定時株主総会においても事業報告のビジュアル化を行いました。<br><br>（2） 当社では、定時株主総会招集通知発送の2日前から、定時株主総会招集通知、事業報告を事前に当社ウェブサイトに掲載して、議決権行使のサポートを行っております。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社のディスクロージャーポリシーである「IRポリシー」は、当社ホームページ（http：／／www. fujikurarubber. com）に掲載しております。 | |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 当社では、報道関係者、機関投資家、アナリストを対象に、当社の決算の状況や経営計画などについて、毎年7月上旬に定期的なミーティングを開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信等適時開示資料、株主向け報告書、雑誌掲載記事等についてはリリースされ次第、遅滞なく当社ホームページ（http：／／www. fujikurarubber. com）に掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 当社のIRに関しては、管理本部長が管掌しており、人事総務部総務広報チームが担当しております。 | |
| その他 | （1） 当社では四半期開示、中間決算、通期決算の開示を行う際に、東京証券取引所内記者クラブにおいて管理本部長が報道関係者に当社の業績や財務状況の説明を行うとともに、個別取材への対応、機関投資家への訪問（ロードショー）などを通じて情報の発信に努めております。<br><br>（2） 当社においては、中間報告書、年次報告書の送付に合わせて株主に対して無記名形式でのアンケートを実施しており、主要な株主層や当社に対する感想の把握に役立てております。<br><br>（3） 当社の事業に対する株主・投資家の理解を進めるため、当社では株主優待制度を導入し、当社及び子会社株式会社キャラバンの製品・商品の割引販売を行っております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、企業としての社会的責任について明文規定をおいた「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」を制定して、ステークホルダーの立場や権利の尊重について明確なメッセージを発信するとともに、このメッセージを踏まえ、個々の業務について業務規定を定め、業務を執行しております。また、その遵守状況については、内部監査項目として定期的なチェックを行っております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 地球環境を保全して次世代に美しい地球を残すことが極めて重要であるとの認識に立ち、当社はお客様へ環境対応製品をご提供する一方で、「環境・労働安全衛生方針」を定めISO14001規格による環境保全活動を進めており、CO2削減、省エネ、廃棄物削減、リサイクル向上、VOC総排出量の削減等に取り組んでおります。また、工場における安全確保や周辺環境の保全はもとより、学童、学生に対する工場見学の開催、近隣地区での行事への参加、事業所周辺の美化、従業員による献血活動、災害等への募金活動等を通じて社会に貢献しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社においては、中長期における企業価値の向上に向けて、ステークホルダーとの対話に必要な情報を提供するという立場から、「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」、「情報開示規程」等社内規程において、ステークホルダーに対する情報提供について定めており、これら規程を順守しながら、事業内容、経営の基本方針、経営戦略、財政状態・経営成績等の財務情報、資本政策、配当政策、リスクに係る情報などの基本的な当社及び当社グループの情報、取締役会における決議事項等株主の皆様共通の利益に関する情報、製品・環境問題やCSRへの取組などについての情報を、株主総会招集通知・決算短信・有価証券報告書・適時開示資料、当社ウェブサイト等により開示しております。 |
| その他 | 当社においては、社員のワークライフバランスの多様性に配慮して、エリア総合職制度、育児・介護の際の休業・短時間勤務制度、保存休暇制度、アニバーサリー休暇制度などを導入しております。 |

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムは、企業の存続と価値の向上に重要であり、当社グループの状況に則して、業務の効率性・透明性・公正性において適切なシステムの構築と運用に努めており、現在の当社グループの内部統制システムの状況は以下のとおりであります。

（1） 取締役及び使用人の職務が効率的に行われることを確保するための体制及び当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

a.効率的な事業体制
妥当性、透明性、公正性を確保しつつ、意思決定における積極的なリスクテイクと効率的で適正な業務執行を可能とするため、当社グループの業務の執行にあたっては、内部統制の基本方針に基づいて予め定められた職務権限及び妥当な意思決定ルールを規定して各部門（グループ会社を含む）に権限を委譲し、各責任者は、その権限に基づき、取締役会で決定した内部統制の基本方針、経営方針及び計画等に従って事業計画を策定し実施しております。
業務執行にあたって生じる設備投資・要員の異動については、取締役会で決定した基本方針に基づいて、業務執行取締役と重要な各部門の責任者が構成する経営会議において、取締役会で決定した内部統制の基本方針、経営方針及び計画等に則し、全社的な観点から詳細かつ充分に検討して決定しております。
目標を明確にし、効率のよい事業運営を行うため、予算管理規定に基づき全社及び各事業の年度予算を定め、それに基づいた業績管理を徹底しており、経営幹部会（月次）、事業ヒアリング（四半期）での報告を通じて、常時、状況を把握し、必要な修正を加えております。
b.妥当性、透明性、公正性を確保しつつ、意思決定における積極的なリスクテイクと効率的で適正な業務執行を可能とする体制
・取締役会等における付議事項（決議事項及び報告事項）、職務権限と業務分掌の明確化を進めます。
・取締役の業務執行におけるインセンティブとして、業務執行取締役に業績連動報酬制を適用し、さらに、中長期的な報酬として、業績連動報酬の一定割合を株式取得目的報酬として位置づけ、定時定型累積投資方式による自己株式の買付けに充当しております。
・業務執行取締役の業績評価、報酬決定、候補指名等、特に妥当性、透明性、公正性に配慮する必要がある事項の決定に際しては、独立社外取締役及び独立社外監査役（以下、独立役員という。）へ諮問、協議します。
・より実効性の高いコーポレート・ガバナンスを目指して、取締役会の有効性について定期的な評価を行います。
・社外取締役および社外監査役に対し、本方針の定めるところに準じて、適切な職務執行に必要な体制を整備し、支援を行っております。

（2） 資産の保全が適性に行われるための体制

当社グループにおける資産の取得、使用及び処分は、当社及びグループ会社の社内規定に定める手続及び承認の下に実施されております。また、適切なリスク管理によって顕在化した、または、予見される損失に対して、資産への影響を限定しております。

（3） 情報の保存及び管理に関する体制

当社グループにおける取締役の職務執行に係る情報（電子情報を含む）の保存及び管理は、社内規定に定められた方法で行っております。

（4） 損失の危険の管理に係る体制

当社グループでは、事業リスク、災害リスク、品質・環境リスク、安全衛生リスク、不正リスク等リスクの種類に応じて設ける管掌部門及び専門委員会がリスクを内包する部門と協力してリスクの継続的な識別、分析、評価、対応策の検討及び検証を行うほか、グループ全体にかかる重要なリスクの継続的な識別、分析、評価、対応策の検討及び検証をリスクマネジメント委員会の管理下において、リスク管理をグループ横断的かつ統合的に行っております。

（5） 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「FUJIKURA COMPOSITES 行動規範」を制定し、コンプライアンス推進委員会を設けてコンプライアンス推進にあたるほか、監査役・内部監査室が法令・定款等社内規定に基づいてモニタリングしております。また、内部通報制度を充実させ、外部の弁護士事務所に加え、社長・監査役・内部監査室長・管理本部長・コンプライアンス推進委員長等、複数の社内情報受付窓口を設置して、グループ内の社員（派遣社員も含む）からの情報提供を受け付け、トップダウン型で迅速な問題解決を図る体制を構築し、運用しております。

（6） 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制室を設置し、当社グループの内部統制の整備と運用を統一的かつ網羅的に進め、企業会計審議会の財務報告に係る内部統制実施基準の定めるところに沿って体制を構築し、運用しております。

（7） 監査役を補助する使用人に関する体制

監査役は、管理本部の所属員に監査役の事務を補助させることができ、また、その職務に必要な場合、取締役から独立して監査役の指揮下で監査業務の補助を行うための補助者を要請できることとしております。

（8） 前項の使用人の取締役会からの独立性に関する事項

前項の補助者の選任・解任・処遇の変更等は、補助者を要請した監査役と協議の上、決定します。

（9） 監査役を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

選任された補助者は、補助者を要請した監査役の直接の指揮下に置き、その指示によりその職務を行います。

（10）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び子会社の取締役、監査役、使用人から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の業務執行取締役及び主要な部門責任者等から事業に影響する重要事項について報告を受けます。また、当社及びグループ会社の業務執行取締役及び主要な部門責任者等は、監査役の要請に応じて、経営上の重要事項の報告を行います。
また、内部通報規程において、通報内容と調査結果の監査役への報告が規定されているほか、窓口として直接情報提供を受け、自ら、調査し、取締役会規程に基づき、取締役会へ報告、是正措置を勧告できる体制となっております。

（11）前項で報告した者が、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程における通報者保護に準じて取り扱っております。

（12）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社においては、監査役の請求に基づき、費用及び債務の全額を負担しております。

（13）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的な会合を持ち意見交換を行うほか、必要に応じてグループ会社を含む当該責任者等に直接ヒアリングを行う等、監査の強化を図っております。また、必要に応じて、会計監査人、内部監査部門、その他外部の専門家と連携して情報の収集と監査内容の充実に努めます。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、自らの企業価値を守り、当社の社会的責任を果たす観点から反社会的勢力との関係遮断を「FUJIKURA COMPOSITES 行動規範」に規定し、これを記載した「マナー＆ルールBook」をもって役員・社員への啓蒙を図るとともに、広く人事総務部を対応統括部署として、地域の警察

および警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の機関と連絡を取りながら、従業員への研修、契約書への反社会的勢力排除条項の追加等、被害予防体制の強化を進めております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、企業価値を継続的に成長させることと企業価値を的確に伝えるような情報開示を行うことが、当社の株主の皆様からご信頼を受け、いわゆる敵対的買収を抑止するための最も基本的な手段であると考えております。
ただし、いわゆる敵対的な買収が発生した場合には、その提案が企業価値に与える影響、買収提案者による株主への必要十分な情報提示、提案検討に関する株主の時間的猶予などの観点から充分に検討して対応を行います。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

（1） コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は「別添1　コーポレート・ガバナンス体制図」のとおりとなっております。

（2） 適時開示体制の概要

当社では、株主や投資家の皆様が、中長期における当社グループの企業価値の向上に向けて、当社との対話や権利行使を行う場合に必要な事項を開示するとともにステークホルダーに対し広く必要な情報を公正に開示するという観点から、情報取扱責任者を中心に、開示基準、開示方法、開示者、沈黙期間について定めた情報開示規程（ディスクロージャーポリシー）を順守して、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所の上場規程やコーポレート・ガバナンスコード等法令諸規則に基づいた適時、適法な開示に努めております。
なお、当社グループにおける適時開示については、「別添2　適時開示体制図」に図示した体制をとっております。

別添１　コーポレート・ガバナンス体制図

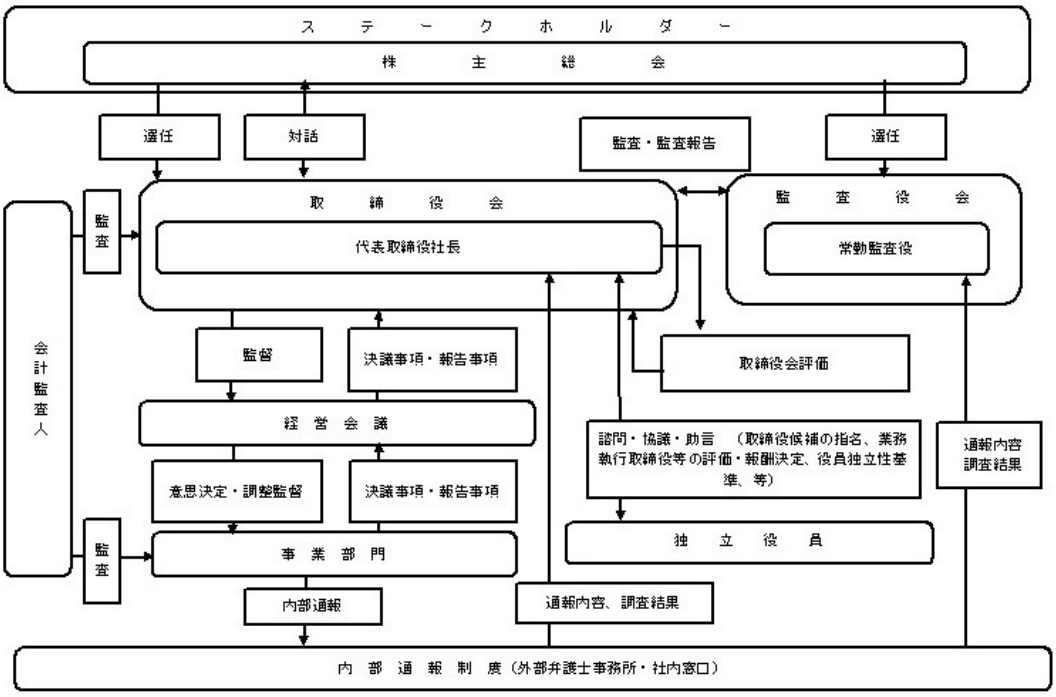

別添２　適時開示体制図

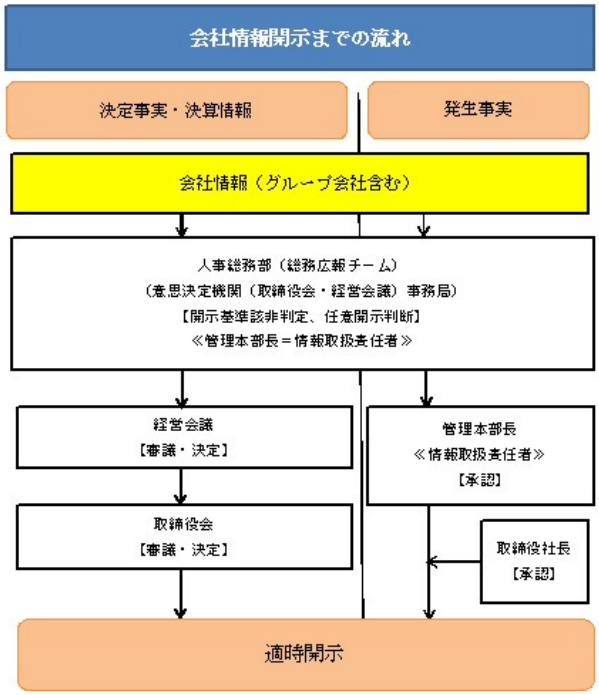
会社情報開示までの流れ
決定事実・決算情報
発生事実
会社情報（グループ会社含む）
人事総務部（総務広報チーム）
（意思決定機関（取締役会・経営会議）事務局）
【開示基準該非判定、任意開示判断】
≪管理本部長＝情報取扱責任者≫
経営会議
【審議・決定】
管理本部長
≪情報取扱責任者≫
【承認】
取締役会
【審議・決定】
取締役社長
【承認】
適時開示